

公印省略

5薬第2428号  
令和6年4月1日

一般社団法人日本産業・医療ガス協会  
九州地域本部長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
法律施行規則第154条第1号ニに該当する者について（通知）

薬剤師以外の者による卸売販売業の営業所の管理は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第35条第2項で規定されており、その資格要件については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下、「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第154条各号で定められているところです。

今般、貴協会によるMGR（医療ガス情報担当者）の資格を有する者について、令和6年4月1日より下記のとおり取り扱うこととしますので、御承知おきください。

なお、申請等の際し、当該資格を有することの証明は、MGR認定証の原本を提示することで行うものとします。

また、貴協会が策定しているMGR教育制度要綱等を改正する場合は、あらかじめ本県に情報提供をお願いします。

記

一般社団法人日本産業・医療ガス協会が認定するMGR（医療ガス情報担当者）の資格を有する者は、医薬品医療機器等法施行規則第154条第1号ニに該当すること。